

意見書

従来のとおり、減免をお願いします。

春日村役場 総合政策課

E-mail

様式1

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 697-8501
(ふりがな) しまねけんはまだしとのまち1ばんち
住所 島根県浜田市殿町1番地
(ふりがな) はまだし はまだしちょう うづてつお
氏名 浜田市
浜田市長 宇津徹男
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1 国、地方公共団体の無線局に対する電波使用料は、現行のとおり減免制度を継続することを要望します。

理由

国、地方公共団体は、国民の生命、身体、財産を守る消防救急活動、防災活動に無線を使用しており、利用料に関わらず免許を受ける必要があります。利用料を高くすることは無用に行政コストを増加させるだけで利用減少につながらないと思われます。

したがって、国、地方公共団体の利用については審議会等の方法により調整を行うこととし、使用料の減免措置は現行のとおりとすることを要望します。

意見書

平成 16 年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 740-8501
住所 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
団体名 和木町
代表者氏名 和木町長 古木哲夫
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用制作研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 本町において運用中の防災行政用無線局（固定系・移動系）は、災害情報などを町内全域に一斉に伝達することができる、非常に有効な手段です。また、防災活動や、災害時の応急対策活動を円滑に行うためには、欠かすことのできない情報伝達手段となっています。このため、これらの無線局は、町民の生命、身体及び財産の維持確保に大きく寄与しているところです。
- 2 上記の無線局は、公共かつ非常に重要な無線局であり、これらの無線局に対する電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し、後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年8月4日
総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 697-0017
(ふりがな)しまねけんはまだしはらいちょう908ばんち11
住 所 島根県浜田市原井町908番地11
(ふりがな)はまだちくこういきぎょうせいくみあい はまだちくしょうぼうほんぶ
氏 名 浜田地区広域行政組合 浜田地区消防本部
(ふりがな)しょうぼうちょう くらもとかおる
代表者 消防長 倉本 香
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

国、地方公共団体から電波利用料を徴収し電波の有効利用インセンティブが働くとの論議がありますが、現行の電波利用制度において無線局1局当たり課金されています。

電波の有効利用のため無線局を増加すれば電波利用料の負担も増加します。

この電波利用料がいくら高く設定されても消防、救急無線については消防車、救急車と消防本部との通信手段は消防無線しかありませんので電波利用料を負担しなければなりません。

利用料を徴収したとしても国、地方間で資金が循環しているだけで事務の複雑化を招くだけあります。

平成28年度までに消防、救急無線のデジタル化を進めています。

電波の有効利用の取り組みも、広域応援活動のため国が統一的に進めています。

電波利用料を賦課していくことでデジタル化推進の支障となるのではないでしょうか。

以上のことから、現行どおり国、地方公共団体の電波利用料の免除をお願いします。

意見書

平成 16 年 8 月 4 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 828-0061

(ふりがな) ぶぜんしおおあざあらほり 525-0

住所 豊前市大字荒堀 525-1

(ふりがな) しょうぼうちょう めまたこういち

氏名 消防長 沼田 耕一

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

A 案 : 現行どおり減免を行う。

意 見 書

平成16年8月4日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 890-8577
(ふりがな) かごしましかもいけしんまち
住 所 鹿児島市鴨池新町10番1号
(ふりがな) かごしまけんそうむぶしうぼうぼうさいかちょううち
氏 名 鹿児島県総務部消防防災課
かちょう なかにし しげる
課長 中西 茂
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

□ 国、地方公共団体からの電波利用料の徴収について

電波利用料部会の論点でもあるとおり、

- ・ 防災行政無線は、地域防災計画の定めるところに従い、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災上必要な通信を行うことを目的に開設した無線局である。
- ・ 災害時の応急復旧活動等は、都道府県のみならず、国、市町村が一体となって活動するところであり、このような県民の安全確保を図る上での電波使用に国、都道府県、市町村の区別はないと考える。
- ・ I T 化等情報通信分野における技術の発達により、有線通信が対災的にも強化されたとは言え、当県のように、外海離島を抱えた県では、特に災害時の情報通信手段として無線による通信は極めて重要である。
- ・ 逼迫地域及び逼迫帯域に限って徴収することについては、電波の割り当て上から、また電波の特性から、地形的に逼迫帯域の周波数をやむを得ず使用しなければならない県等地域差が生じることになる。
- ・ 都道府県は、今後、電波の有効利用を図るべく、国の周波数割り当て計画の見直しによる 60 MHz 帯の周波数移行等、莫大な費用負担が必要となるが、電波利用料の徴収はさらなる財政負担となる。

これらの理由から、これまでどおり国、地方公共団体の防災行政無線等については、減免措置をすべきである。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書について当消防本部の意見を報告させていただきます。
当消防本部としては、A案の 現行どおり減免を行う。とします。

〒509-2202
岐阜県下呂市森363-1
下呂市消防本部

総務省 総合通信基盤局 電波部電波政策課内
電波有効利用政策研究会事務局御中

平素は、電波利用に関し多大なる配慮とご協力をいただき誠にありがとうございます。
本市ではおかげさまで平成3年4月より地域防災系・固定系の両防災行政無線を運用させていただき、防災情報の収集伝達のため活用させていただいております。
つきましては、今後の無線電波利用料金の賦課に対し、添付ファイルのとおり、要望申しあげますので取り計らいのほど宜しくお願いします。

* * * * *

大阪府枚方市市民生活部市民振興室安全防災課

住 所： 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20

T E L:

メール：

* * * * *

意 見 書

平成16年8月2日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 573-

住 所
氏 名

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

本市におきましても他市町村と同様に、現在市町村防災行政無線の地域防災系及び同報系無線システムを導入させていただき、大規模災害発生時等における災害関係情報収集伝達手段として本市防災行政における重要な手段として非常にありがたく利用させていただいております。

防災行政無線システムについては、平常時において利用することはほとんどありませんが、一方で大規模災害発生時などの非常事態発生時においては、電話・電気が不通となった場合の唯一かつ重要な通信手段であり、防災対策上欠かせない設備であると考えております。

しかし、同システムの整備及びその維持管理に要する費用を考えた場合、膨大な費用がかさみ財政を圧迫しています。

このままでは現状でもデジタル方式移動系防災行政無線の整備についても、整備そのものの凍結も視野に入れた検討も行わなければならない可能性もあります。

そういう状況を踏まえると、この度電波利用料の1/2減免措置が無くなり、費用負担が現在以上に嵩むようになりますと、その維持管理に関する本市財政事情が非常に苦しくなります。

電波の有効利用を促進するため、また、国庫の財政状況を踏まえますと、減免措置を無くすというご意見について、もちろん理解を致すところですが、当方といたしましても本市の苦しい台所事情から減免措置を継続いただきますよう要望いたします。

意見書

消 第 9 3 7 号
平成 16 年 8 月 2 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 400-8501
(ふりがな) こうふしまるのうち一ちょうめ六ばん一ごう
住所 甲府市丸の内一丁目六番一号
(ふりがな) やまなしけん
氏名 山梨県
知事 山本栄彦
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します

電波利用料制度の見直しについて、電波は、有限希少な国民共有の資源であり貴重な電波資源を、有効かつ適正に利用されるべきであることは当然であり異論の余地はありません。

電波の経済的価値に勘案し、電波の占有する程度が大きければ大きいほど、その経済的価値も大きくなることは適當と考えますが、国民の生命、財産、身体を保護するために必要となる、自衛隊の無線、警察無線、そして地方公共団体が開設する消防・救急無線、防災行政無線は、民間業者が利潤のため開設する無線と異なり、同じ土俵で比較検討することに問題があります。

今回の電波利用料制度見直しに際し、この部分が軽視しているように思われます。特に、使い勝手の良い帯域における携帯電話の周波数逼迫のため、また、保護されたバンドを用いる無線LANなどのために、上記の本来、国民が平等均等に受けられる防衛、警察、地方公共団体の開設する無線まで電波利用料徴収のテーブルに引き出すことには納得できないものがあります。

地方公共団体が開設する防災行政無線においても現行の電波利用料は1／2となっていますが、開設の趣旨は、県民、住民の保護に必要不可欠な通信手段であり、この部分については無料とすべきと考えます。

しかし、徴収の対象とすべきであるなら、次の3項を義務づけしていただきたい。

- ①過疎の収益性がない地域においても地上波を用いる携帯電話事業者にサービスエリアとするよう義務づける。
- ②過疎の難視聴地域にもテレビ、ラジオの放送受信ができるよう義務づける。
- ③災害発生時においては、一般通信を遮断し国、地方公共団体がその地域全体を独占的に利用できるようにすべきです。

最後に、世界最先端のワイヤレス国家を目指し、ユビキタス社会を実現するためには電波のみならず、日常利用されている光リモコン等、光を用いた通信は重要な通信手段であり、これらバランスのとれた開拓開発は不可欠であります。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒053-8722
(ふりがな) ほっかいどうとまこまいしあさひまち
(住所) 北海道苫小牧市旭町4-5-6
(ふりがな) とまこまいししょうぼうほんぶ
(名称) 苫小牧市消防本部
(ふりがな) ほそかわ のぶまさ
(代表者名) 細川 延昌
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス)
E-mail : [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

消防・救急無線の電波利用料減免措置について

- ・ 消防・救急無線は、住民の生命、身体、財産を保護するため、災害活動等における非常通信手段として高い公共性があり必要不可欠なものである。
- ・ 消防機関は必要最低限割り当てられた周波数を有効活用し災害活動時には消防・救急無線を必要最低限使用している。
- ・ 災害活動を行なう消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じることなく、便益を受けるのは住民の方々である。
- ・ 大規模災害時における、広域な災害活動に消防、救急無線は、国民の安全を確保を図る上で重要である。
- ・ 財政状況が厳しい折り、新たな財政負担を強いられるることは非常に困難である。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり電波利用料の適用除外を継続していただきたく強く要望し、意見を提出します。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

住所 石川県珠洲郡内浦町字松波13字75番地
氏名 内浦町総務課長 森田 勝彦

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見書を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、当方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒883-0066

みやざきけんひゆうがしかめざき
宮崎県日向市亀崎 2 丁目 23 番地

ひゆうがしおぼうちょう かいわかはる
日向市消防長 甲斐 若治

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見 書

国、地方自治体の電波利用の扱いについて

消防無線の電波使用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電話有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たに財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-1492

(ふりがな) いしかわけんはくいぐんしおまちあざしお
住 所 石川県羽咋郡志雄町字子浦そ 18 番地 1

(ふりがな) しおまちやくばそうむかちょう さいとう きくじ
氏 名 志雄町役場総務課長 斎藤 喜久治

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

総務省総合通信局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 919-2192
住 所 石川県鹿島郡田鶴浜町字田鶴浜り部6番地
氏 名 田鶴浜町役場総務課長 遠 藤 正 志
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 925-0498
いしかわけんはくいぐんとぎまちりょうけまちこう
住 所 石川県羽咋郡富来町領家町甲の10番地
とぎまちじゅうみんかかんきょうあんぜんたんとうかちよう もりおかまさあき
氏 名 富来町住民課 環境安全担当課長 森 岡 政 明

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記の
とおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防
本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-0292

(ふりがな) いしかわけんいしかわぐんみかわまちあざはままら
住 所 石川県石川郡美川町字浜町ヨ 103 番地

(ふりがな) いしかわけんいしかわぐんみかわまらそ う む か ち ょ う
氏 名 石川県石川郡美川町総務課長 桶屋 栄造

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 25 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920・2501

(ふりがな) いしかわけんいしかわぐんしらみねむらあざしらみね

住所 石川県石川郡白峰村字白峰ハ 130 番地

(ふりがな) しらみねむらそうむかちょう しもみきお

氏名 白峰村総務課長 下 美喜雄

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見書を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-2394

(ふりがな) いしかわけんいしかわぐんよしのだにむらあざいちはらてい
住所 石川県石川郡吉野谷村字市原丁 25 番地

(ふりがな) よしのだにむらそうむかちょう うえのはじめ

氏名 吉野谷村総務課長 上野 一

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-1792
(ふりがな) いしかわけんかしまぐんとりやまちあざすえざか
住 所 石川県鹿島郡鳥屋町字末坂9部46番地
(ふりがな) とりやまちそうむかちょう くぼ ともお
氏 名 鳥屋町総務課長 久保 与夫
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便便号) 〒793-0028
(ふりがな) えひめんさいじょうしじんでん
(住所) 愛媛県西条市新田183-1
(ふりがな) さいじょうししょうぼうほんぶ
(名称) 西条市消防本部
(ふりがな) とだせいじろう
(代表者名) 戸田 誠二郎
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書 (案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用しているため、使用による経済的価値が生じることもなく、また、電波利用料の徴収が電波有効利用に繋がるとは思えない。

消防機関が電波を利用することによる受益者は市民(国民)であり、民間事業所のように事業者自身が受益者と成る訳ではない。

災害防除活動を行う消防機関から電波利用料を徴収することは、電波有効利用のために多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな経費負担増を強いることになり、行政サービスの低下、また、デジタル化移行への遅れを招くことが懸念される。

このような事からも、地方公共団体等へは現行どおり特例措置を継続していただきたい。